

# コミュニケーション分野における差別解消の検討について

## 1 背景

本市では、障害者差別の解消を目指す取組の一環として、障害のある人の様々なコミュニケーション手段の利用促進を目的とした手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定、施行した。その上で、さらに障害当事者や支援者の方々とともに障害者差別の解消に向けた議論を重ね、平成28年3月に障害者配慮条例を制定し、4月に障害者差別解消法と同時に施行した。

障害者配慮条例の施行から1年が経過し、今後はさらに幅広い障害理解の促進を目指していくことになるが、障害者差別の解消にあたっては様々なコミュニケーション手段の確保や情報保障が重要な糸口であると考えていることから、特にコミュニケーション分野での差別の解消について検討していきたいと考えている。

## 2 分野別の差別の解消の推進

障害者配慮条例に基づく「明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会」（以下、「地域づくり協議会」）では、今年度から来年度にかけて「商品サービス」「雇用」「公共交通」などの各分野における障害を理由とする差別事例について協議を重ね、それぞれの場面における合理的配慮の具体例など示したより活用しやすいガイドラインの整備を目指すこととしている。

ほんきょうぎかい  
本協議会ではこのさぎょう へいこう  
作業と並行して、コミュニケーションぶんや  
分野におけるさべつ  
差別  
じれい  
事例についてほりさぎろん  
掘り下げ議論していく。

### 3 ぐたいてき すす かた 具体的な進め方

ほんきょうぎかい  
本協議会では、しゅわげんご しょうがいしゃ  
手話言語・障害者コミュニケーションじょうれい けんとうかてい  
条例の検討過程で  
あつ  
集められたコミュニケーションかん さべつじれい  
に関する差別事例や、た じちたい  
他の自治体におけるじれい  
事例  
をさんこう  
参考にして、コミュニケーションぶんや  
分野におけるごうりてきはいりよ ていきょうれい  
合理的配慮の提供例などを  
ぐたいてき  
具体的にとりまとめ、けっか ちいき  
その結果を地域づくりきょうぎかい ていしゅつ  
協議会に提出する。

- (1) じむきょく  
事務局がコミュニケーションぶんや  
分野におけるさべつじれい しゅうしゅう せいり  
差別事例を収集・整理する。
- (2) じかい きょうぎかい  
次回の協議会においてグループにわかれじれいけんとう おこな  
事例検討を行う。
- (3) けんとうけっか  
検討結果からごうりてきはいりよていきょう いた  
合理的配慮提供に至るためのポイント等など かくにん  
を確認する。
- (4) ちいき  
地域づくりきょうぎかい  
協議会へとりまとめたないよう ていしゅつ  
内容を提出する。